

東京都立富士森高等学校 生徒心得（令和7年度）

学校は学習する目的を持った集団生活の場であるから、その場にふさわしい自由で楽しい生活を送るためには、各自が守らねばならない約束事が必要である。

この生徒心得はそれらの約束事をまとめたものだが、互いによく守って、有意義な学校生活を送ろう。

1 あいさつ

1. 登下校の際や学校の内外を問わず、先生や友達同士、出会ったらあいさつを交わすようにしよう。
2. 言葉遣い、態度など高校生として品位を保ち、粗野に流れず明朗しよう。
3. 学校への来客に対しては、快く丁寧に応対しよう。

2 登下校

1. 登下校は始業時刻のおよそ10分前までが望ましい。
2. 登校後は外出しない。ただしやむを得ず外出しなければならない時は、生徒手帳によって担当教員の許可を受ける。
3. 部活動その他の所用のため、下校時以降も居残る必要がある場合は、担当教員（部顧問）の許可を受ける。
4. 通学の途中では、交通ルールを守って事故を起こさないように注意し、かつ富士森としてのプライドを持った言動、行動を行うこと。
5. 通学の途中で事故が生じた場合、身の危険を感じた時、ただちに学校、保護者、警察に連絡する。
6. 休日（長期休業中を含む）に登校する場合は、担当教員（部顧問）の許可を受ける。
7. オートバイ（原付を含む）、電動キックボード、自動車などの免許を必要とするものによる通学は認めない。ただし、やむを得ない場合は、親族の運転する車輛による登校は可とする。
8. 自転車通学を希望する場合は、学校に申請し、指定のステッカーを自転車に貼付した上、必ずヘルメットを着用すること。
9. 自転車は、所定の場所に置き必ずかぎをかける。

3 服装・頭髪規定

学校は生徒にとって学習の場所であるから、学習という目的に合致する服装をして登校しなければならない。学習環境を乱すような服装は認めない。

1. 本校指定の制服を着用すること

- ①本校指定のブレザー・スカート（女子用《任意購入》）・スラックス男子用（冬用・夏用）・スラックス女子用《任意購入》）
- ②ワイシャツ（長袖・半袖）は指定のもの（Fのマーク入り）又は白色無地のもの

とする。

- ③制服のブレザーを着用する場合はネクタイ・リボンの着用を原則とする。また、始業式・終業式・修了式等の式典においてはネクタイを着用する（リボン不可）。
- ④本校指定の校章バッジを上着の左襟に必ずつけること。（紛失等でバッジが必要な場合は制服販売店「(有)田中屋商店（八王子市寺町 1-5）で購入すること。」）
- ⑤登下校は制服のブレザーを着用する。部活動着・ジャージでの登校は禁止する。
- ⑥制服の下にベスト（任意購入）、カーディガン（任意購入）を着用する場合は、本校指定のものとする。制服販売店で本校指定品を販売しているので、希望者は購入すること。

2. 制服に合わせて着るものについて

- ①コート類（登下校時に使用する防雨・防寒用。パーカー等を含む）は、
 - 1) 単色で落ち着いた型であること。
 - 2) 制服のブレザーの上に着る（下に着ることは禁止）
 - 3) 制服のブレザーを着ないでコート類を着ることは禁止する。
- ②スカート下にジャージやウインドブレーカーパンツなどを防寒用に履くのは登下校時・校内に関わらずに禁止。寒い場合は本校指定のスラックスを購入・着用すること。
- ③登下校時に防寒のためにやむを得ずウインドブレーカーパンツなどを履く場合にはスカートを着用せず、登校してからスカートに履き替えること。
- ④ひざ掛けを着席時に使用することは良いが、ひざ掛けを腰や肩に巻いて廊下などを移動すること禁止する。

3. 夏季の略装（5月～10月）

- ①指定の夏服または冬服にワイシャツ（指定のもの又はそれ以外の白色無地もの）、ポロシャツ（指定のものはなし。白無地のもの）
- ②ワイシャツは半袖も可。

4. 頭髮について

元々の髪を染色、脱色、パーマ等あらゆる加工をすること、および奇抜な髪型は禁止する。

5. その他

- ①靴は革靴、運動靴とする。
- ②校舎内では指定の上履きを着用し、体育館では体育館履きを着用すること。
- ③学習目的に合わない装飾品（ピアス《透明ピアス含む》）、ネックレス、指輪等、化粧等は禁止する。

4 集会・行事・掲示・放送

- 1. 集会を催す場合その他団体的行事を行う場合は、目的・日時・場所・人員・費用および責任指導者等についてあらかじめ担当の先生を通して校長の許可を受ける。
- 2. 掲示や印刷物の配布、物品の陳列等をする場合は担当の先生の許可を受付ける。
- 3. 放送を行う場合は、担当の先生の許可を受ける。

5 施設・備品

1. 学校の施設・備品等は、常に大切に扱う。不注意や故意によって破損、紛失した場合は弁償する。
2. 備え付けの学校備品類は、みだりに定位置以外に持ち出さない。
3. 施設または学校備品・運道具類を使用する場合には必ず担当の先生の許可を受け、使用後は必ず元の位置に返して置く。
4. 禁じてある場所にはみだりに立ち入らない。

6 清 掃

1. 当番が分担区域の清掃整理を行う。
2. 大掃除は年間行事計画で決められた日に行う。また必要がある時に、担当の先生の指示によって校舎内外の大掃除を行う。
3. 掃除用具の補充は、年度当初および必要な時に行う。

7 金 品

1. 理由なく不相応な金品を所持しない。やむを得ず持参した場合は常に身につけておく。行事の際は必ず貴重品袋を利用する。
2. みだりに金品の賃借をしない。
3. 金品を遺失もしくは拾得した場合は、ただちに生活指導部または日直の先生に届け出る。
4. 学校の内外を問わず、校長の許可なく金品を徴収することはできない。

8 非常事態

1. 非常事態が起こった場合は、すみやかに先生に連絡し指示を受けること。
2. 負傷者や発病者がいる場合は、ただちに先生に連絡する。

9 パン販売

1. パンの注文は、3時間目休みまでに行う。
2. 午前中授業の日には販売なし。

10 そ の 他

1. 校内で面会人ある場合には、必ず学級担任の承認を得てから面会する。
2. 学校の内外を問わず飲酒喫煙をしてはならない。
※電子タバコなどの吸引具（ニコチン・タールを含まなくとも）所持や吸引も喫煙と同様である。
3. インターネット利用のできる携帯端末（スマートフォン・タブレット通）の使用はルールを守り使用すること。また、動画や静止画のアップロード、他人を誹謗中傷する内容の掲載があった場合は、特別指導を行う。
4. 人に迷惑をかけたり法規・公德に違反する行為があった場合は、特別指導を行う。

